

納税相談に必要なもの

令和5年分確定申告（納税相談）に必要なものは主に以下のとおりですので、納税相談に来庁する際には、あらかじめ準備をお願いします。日程等の詳細は、後日あらためてお知らせします。

なお、事前に「農業所得基礎資料報告書」と「医療費の明細書」を配布しましたので、ご活用ください。

◆ 共通事項

・「マイナンバーカード」もしくは「個人番号通知カード」と「運転免許証」等

※個人番号通知カードは記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限りです。

・預貯金通帳（申告者本人名義のものに限る） 金融機関名と口座番号がわかれば通帳でなくてもかまいません。

◆ 農業収入がある方

- ・「農業所得基礎資料報告書」（事前に配布してあります）
- ・「収入」とそれに伴う「支出（経費等）」のわかる書類
- ・帳簿（平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存は義務化されています）

◆ 給与収入のある方

- ・「源泉徴収票」又は「支払証明書」（勤務先より配布）

◆ 年金収入のある方

- ・「源泉徴収票」（年金支払機関より送付）
※国民年金の源泉徴収票を紛失したときは、「ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

◆ 税務署から案内通知が送付された方

- ・「確定申告の案内通知」（税務署から送付されたもの）

◆ 左記以外の収入のある方

- ・「収入」とそれに伴う「支出（経費等）」のわかる書類

◆ 医療費控除を受ける方

- ・「医療費の明細書」及び「領収書」、「医療費のお知らせ」（各医療保険者から送付されたもの）

※個人ごと・医療機関ごとの合計額を計算し、「医療費の明細書」に記入しておいてください。

◆ 国民年金保険料控除を受ける方

- ・「控除証明書」（日本年金機構から送付）
※紛失したときは、「ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

◆ 生命保険料控除・地震保険料控除（長期損害保険料を含む）を受けられる方

- ・「控除証明書」（保険会社より送付、あがつま農協は高山支店の窓口で配付を受けてください）

◆ 初めて住宅借入金等特別控除を受けられる方

- ・「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」（借入金融機関から送付）
- ・「家屋の登記事項証明書」（前橋地方法務局中之条支局で交付）又は「不動産番号」
- ・「請負契約書」又は「売買契約書」

※申告内容によっては追加の書類が必要となる場合がありますので、ご了承ください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 税務会計課 ☎0279-63-2111（内線31）

パブリックコメント（意見募集）

パブリックコメントとは、村の基本的な政策を立案する過程で素案を公表して、住民の皆さんから広く意見を募集し、提出された意見などを考慮して村の意思決定を行うものです。

● 募集案件名 「高山村老人福祉計画・第9期高山村介護保険事業計画」

● 公表方法 高山村役場住民課窓口、村ホームページ

● 募集期間 令和6年1月19日（金）～令和6年2月20日（火）

● 提出方法 高山村役場住民課窓口に持参、郵便、又は電子メール



《提出・お問い合わせ先》 〒377-0792 群馬県吾妻郡高山村大字中山2856番地1
高山村役場住民課 ☎63-2111（内線62） FAX：63-2768
電子メール：info@vill.takayama.gunma.jp

高山村公の施設の指定管理者の決定について

この度、高山村指定管理者選定委員会で候補者を選定し、議会の議決を経て次のとおり指定管理者を決定いたしました。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

高山村道の駅中山盆地
高山ふれあいパーク
高山温泉いぶきの湯
みどりの村
たかやま未来センターさとのわ

2 指定管理者となる団体

所在地 群馬県吾妻郡高山村大字中山2357番地 1
名称 株式会社たかやま振興公社
代表者 代表取締役 平形 郁雄

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日

あたたかい善意のご寄付
ありがとうございました

高山村社会福祉協議会に尊
い寄付金が寄せられました。
このご厚意をありがたく頂
戴し、村の福祉活動事業のた
めに有効に使わせていただき
ます。

○菊池三千代 様
○利根沼田明るい 様
社会づくりの会 様

社会福祉協議会・
特別会費のご協力
ありがとうございました

各事業所より社会福祉協
会の趣旨にご賛同され、福祉
事業の浄財となる特別会費に
ついてご協力頂きましたので、
ご報告いたします。
貴重な浄財をありがとうございました。

(五十音順)
*あがつま農協高山支店 様
*(有)OHKI 様
*(株)関越ゴルフ倶楽部 様
*(株)須藤工務店 様
*高山運輸倉庫(株) 様
*高山ゴルフ倶楽部 様
*(株)平形土建 様
MOTORHEAD 様

東京大学 農学部 「地域経済フィールドワーク実習」 報告会の開催について

令和5年7月18日(火)から21日(金)にかけて、東京大学 農学部 農業・資源経済学専修の学生と教員17名による高山村フィールドワーク調査を実施いたしました。ご協力いただきました皆さまに、改めて御礼申し上げます。

その調査した結果について、令和6年1月24日(水)に、いぶき会館をお借りして、教えていただいた高山村の農業の現状について現地報告会を、右記の内容で実施いたします。

村民多くの皆さまにお立ち寄りいただき、様々なお声を聞かせていただきたく存じます。是非ともお越しいただきますようお願い申し上げます。

- 日時：令和6年1月24日(水)13時～
- 場所：高山村いぶき会館 3階 多目的ホール

1. 機械わくわく大作戦－機械の費用と集落営農	学部3年	大場 莞爾
2. 高山村における農地貸借の現状と展望	学部3年	渥美 翔太
3. 農村地域において6次産業化が果たす役割と課題	学部3年	上野 円佳
4. 高山村における山林管理と鳥獣被害の現状	学部3年	清水 英菜
5. 中山間地域等直接支払制度が高山村の農業の持続性に与える影響	学部3年	常陰 崇生
6. 牛乳小売価格からみる酪農マージン	学部3年	豊増 健
7. 農地利用と農地景観評価	学部3年	長野 希
8. 直売所「中山盆地」における消費者の購買行動と生産者の認識のギャップ	学部3年	橋本 友莉
9. 有機農業に対する意識調査	学部3年	松本 百永
10. 新規参入者支援の地域比較	学部3年	村上 東生

農地賃借料情報の提供について

高山村農業委員会では、農地法第52条に基づき、農地の賃借料水準を公表しています。農地の賃借料を決定する際の目安としてご活用ください。なお、この「賃借料情報」は実勢の集計値であり、**拘束力はなく、賃借料決定の参考として提供**するものですので、実際に賃借料を決定する際には貸し手と借り手の両者でよく協議をして決定してください。

賃借料水準(10aあたり)

田(水稻)の部	賃借料
土地改良等整備済農地	8,000円
上記以外の農地	7,000円

賃借料水準(10aあたり)

畑(普通畑)の部	賃借料
上(耕作条件の良い畑)	7,000円
中(標準的な畑)	5,000円
下(耕作条件の悪い畑)	4,000円

《お問い合わせ先》 高山村農業委員会事務局 ☎0279-26-7951

産前産後期間相当分の国民健康保険税が免除されます

産前産後期間相当分の国民健康保険税の免除について

子育て世代の負担軽減および次世代育成支援等の観点から、令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方の国民健康保険税を免除します。

●対象となる方

令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方

※妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象です。

※死産、流産、早産、人工妊娠中絶の場合も対象となります。

●受付期間

出産予定日の6カ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

●免除の対象となる保険税

国民健康保険税のうち、所得割と均等割相当分が対象です。

●免除対象期間

出産予定月(または出産月)の前月から4カ月間の国民健康保険税のうち、所得割と均等割相当分。ただし、多胎妊娠の場合は出産予定月(または出産月)の3カ月前から6カ月間

※令和5年度については、令和6年1月以降の分のみが免除対象となります。

(例)令和5年11月出産の場合→令和6年1月分の保険税を免除

令和5年12月出産の場合→令和6年1月

分及び2月分の保険税を免除

●届出時期

届出は出産予定日の6カ月前から可能です。

●届出に必要な書類

産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
出産予定日又は出産の日を確認することができる書類(母子健康手帳等)

多胎妊娠を確認することができる書類(単胎妊娠の場合は不要です。)

世帯全員の住民票(マイナンバーなし、省略なしのもの)

※住民票は出産後に届け出する場合のみ必要です。

●届出先

高山村役場 税務会計課

●その他

年税額から減額されるため、免除対象期間の国民健康保険税が0円になるとは限りません。

国民健康保険税課税限度額に達している世帯は、免除を適用しても税額が変わらない場合があります。

減額された場合、納めすぎた国民健康保険税は還付されます。

《お問い合わせ先》 高山村役場 税務会計課 ☎0279-63-2111(内線31)

健康ガイド

「こころの健康相談」のご案内

眠れない、ゆううつ、お酒を飲むと人が変わる、物忘れ、ひきこもりなど、こころの悩みがあり相談したい方を対象に、精神科医師による相談を実施いたします。

●日時：1月25日(木) 午後2時から(予約制)

●場所：高山村保健福祉センター

※相談は、予約制です。相談を希望される際は、1月22日までに保健福祉センター(☎0279-63-1311)までお申し込みください。